

✕ 出してはいけない屋外広告物（禁止広告物等）

良好な景観の形成、風致の維持、または公衆の危害防止に反するおそれがある広告物は、許可の可否を問わず、設置（表示）できません。直ちに修理あるいは撤去してください。

県条例第9条により**掲出を禁止される広告物**

禁止
広告
物

- ①著しく汚染、退色、または塗料等がはく離したものの
- ②著しく破損、または老朽したものの
- ③倒壊や落下のおそれがあるものの
- ④信号機や道路標識などによく似たものの
- ⑤信号機や道路標識などの効用を妨げるものの
- ⑥道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

施行規則第2条の2による**掲出できない広告物の基準** （ただし、法令の規定等により適用除外される場合があります。）

広共
告通
物す
全る
体基
に準

- ⑦同系統の中間色を使用せずに色調を整えていないもの
- ⑧蛍光（発光、反射等を含む。）塗料（色）等を使ったもの
- ⑨裏面や側面が美観を損なうと思われるもの

※ 広告物の表示面の裏側又は側面などは、木製の棧や打ち付けた釘がむき出しになっているときは、時間の経過により、比較的早い時期に腐食や退色が進み、禁止された広告物になることがあります。

景観に配慮したデザイン、仕上げを行い、日常の適切な維持管理をお願いします。